

201235023B

平成24年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

薬物乱用・依存等の実態把握と
薬物依存症者に関する制度的社會資源の
現状と課題に関する研究

(H23-医薬-一般-014)

平成23～24年度

総合研究報告書

平成25年(2013年)3月

研究代表者：和田 清
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所
薬物依存研究部長

目 次

研究要旨	1
A. 研究目的	3
B. 各分担研究者の個別目的、方法、結果及び考察	4
【研究1. 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】	
1-1-1 : 薬物使用に関する全国住民調査（2012年）	4
和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	
1-1-2 : 飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2012年）	5
和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	
1-2 : 薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究	6
嶋根卓也（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	
1-3 : 全国的精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査	7
松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	
1-4 : 全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究	8
庄司正実（目白大学 人間学部）	
1-5 : 監察医務院における異状死の検案・解剖結果からみた薬物乱用・依存の実態把握に関する研究	8
福永龍繁（東京都監察医務院）	
【研究2. 薬物依存症者に関する制度的・社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究】	
2-1 : 薬物依存症者の社会復帰を目的とした制度的重なりに関する研究(2)	9
宮永 耕（東海大学 健康科学部社会福祉学科）	
2-2 : 薬物依存症者と家族の社会資源活用に関する研究－地域格差の視点も含めて－	9
山口みほ（日本福祉大学 社会福祉学部）	
2-3 : 薬物依存症者を持つ家族に対する心理教育プログラムの開発と評価に関する研究	10
近藤あゆみ（新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科）	
2-4 : 司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究	10
松本俊彦（国立精神・神経セ医療研究センター 精神保健研究所）	
C. 考察	11
D. 結論	15
E. 健康危険情報	17
F. 研究発表	17
研究成果の刊行に関する一覧表	20
研究成果の刊行物・別刷り	別添

総合研究報告書

薬物乱用・依存等の実態把握と薬物依存症者に関する制度的社會資源の
現状と課題に関する研究 (H23-医薬-一般-014)

研究代表者 和田 清 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部長

研究要旨 薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するため、薬物乱用・依存等の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、再乱用防止のために、薬物依存症者に関する制度的社會資源の現状と課題についての研究と、再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究を行った。

■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究：性質の異なる対象に対して、実態調査を実施した。

研究1-1-1：薬物使用に関する全国住民調査(2011年)：わが国的一般住民における飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況把握のために、層化二段無作為抽出法により選ばれた全国の15歳以上64歳以下の5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。【飲酒】1年経験率（この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で88.9%、女性で81.9%、全体で85.3%であった。【喫煙】①1年経験率は、男性で43.4%、女性で16.2%、全体で29.3%であった。【医薬品】①この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬63.8%、②鎮痛薬58.6%、③目薬50.0%、④湿布薬43.7%、⑤胃腸薬40.4%の順で頻度が高かった。②鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬をこの1年間に使用したことのある者の割合は、鎮痛薬で58.6%、精神安定薬で5.6%、睡眠薬で5.6%であった【違法薬物】①生涯経験率（これまでに1回でも乱用したことのある者の率）は、有機溶剤で1.6%、大麻で1.2%、覚せい剤で0.4%、MDAMで0.1%であり、コカイン、ヘロインでは統計誤差内であった。これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.7%で、有機溶剤を除いたいずれかの薬物の生涯経験率は1.5%であった。2009年調査との比較では、覚せい剤、MDMA、「いずれかの薬物」は横ばいであったが、それ以外の薬物では減少傾向にあった。②ただし、乱用薬物の種類と生涯経験率は年代により異なり、30歳代では、有機溶剤2.4%、大麻2.0%、覚せい剤0.9%、MDMA0.6%であり、何らかの薬物では4.4%、有機溶剤を除く何らかの薬物では2.7%であることを考えると、全体での生涯経験率の低さを単純に楽観視すべきではない。

研究1-1-2：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査(2012年)：わが国の中学生における薬物乱用の実態把握のために、層別一段集落抽出法により選ばれた全国235校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。①有機溶剤の生涯経験率は、0.5%（男子0.6%、女子0.4%）であり、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。②有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。③大麻の生涯経験率は、0.2%（男子0.3%、女子0.2%）であり、一連の本調査では最低の値である。④覚せい剤の生涯経験率は、0.2%（男子0.3%、女子0.2%）であり、一連の本調査では最低の値である。⑤「脱法ドラッグ」の生涯経験率は、0.2%（男子0.3%、女子0.2%）であった。⑥有機溶剤乱用経験者群の20.5%の者に大麻乱用の経験があり、19.1%の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率は、60.0%であり、覚せい剤乱用経験率は63.3%（男子59.7%、女子70.5%）にも上った。⑦従来、わが国での中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきた。しかし、以上の結果は、「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではない可能性を示唆するものであった。

研究1-2：薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究：一般用医薬品（Over The Counter Drug, 以降OTC薬と表記）の乱用実態把握のために、大手チェーンドラッグストアS社に勤務する薬剤師を対象とするイントランネット調査を実施した。①対象者の58.6%がOTC薬の大量・頻回購入者への応対経験を有していた。②大量・頻回購入者が買い求めたOTC薬は、プロン®、トニン®といった咳止め薬、ナロン®、セデス®といった鎮痛薬、市販の鎮静薬であるウット®のように、精神科臨床で繰り返し報告されているOTC薬もみられる一方で、新小児用ジキニンシロップ®やネオシーダー®が大量・頻回購入の対象となっていることが明らかになった。③また、薬物乱用・依存に関する卒後研修や、薬学部における薬物乱用・依存教育を今後充実させることで、薬剤師の大量・頻回購入者に対する応対力の質を向上させる得る可能性が示唆された。

研究 1-3：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査：わが国の精神科医療施設における薬物関連障害の実態把握のために、全国の有床精神科医療施設 1609 施設に対して、2ヶ月間の悉皆調査を実施した。①薬物毎の生涯使用経験率は、多い順に覚せい剤(63.3%)、有機溶剤(42.2%)、大麻(41.3%)、睡眠薬(39.7%)、抗不安薬(31.0%)、脱法ドラッグ(27.5%)であり、2010年調査に比べて大麻の使用経験率が顕著に上昇していた。②主たる(原因)薬物としての割合は、多い順に覚せい剤(42.0%)、脱法ドラッグ(16.3%)、睡眠薬・抗不安薬(15.1%)、有機溶剤(7.7%)であった。前回調査に比べて覚せい剤の割合が減じ、今回新たに新設されたカテゴリーである脱法ドラッグが、第2位を占めていた。③脱法ドラッグ関連障害患者は、他の薬物関連障害患者に比べて著しく若年の男性が多く、脱法ドラッグの乱用拡大によって、従来とは異なる新たな薬物乱用層が出現した可能性が推測された。④対象の6割あまりの者に大麻の使用経験が見られたこと、脱法ドラッグ群では、「依存症候群」と「精神病性障害」を呈して精神医学的治療を受けていたこと、対象の23.4%に気分障害の併存が認められたことなどが特徴的であった。⑤脱法ドラッグの乱用拡大によって、従来とは異なる新たな薬物乱用層が出現した可能性、ならびに、脱法ドラッグの乱用拡大が推測された。

研究1-4：全国の児童自立支援施設調査：非行児の薬物乱用の実態把握のために、児童自立支援施設に入所中の児童に対して質問紙調査を実施した。①有機溶剤乱用者数は男31人(4.5%)女性61人(21.3%)、大麻乱用者数は男性14人(2.0%)女性20人(7.0%)、覚せい剤乱用者数は男性5人(0.7%)女性13人(4.5%)、ブタン乱用者数男性69人(10.1%)女性47人(16.4%)であった。抗不安薬(安定剤)乱用が男性31人(4.5%)女性45人(15.7%)、プロン(咳止め液)乱用が男性16人(2.3%)女性27人(4.2%)に認められた。②また今回新たに調査対象薬物とした「脱法ハーブ」は、男女それぞれ25人(3.6%)および23人(8.0%)に認められた。③児童自立支援施設入所児童の乱用薬物が従来のように有機溶剤中心ではなくなってきていることを示していた。

研究 1-5：監察医務院における異状死の検案・解剖結果からみた薬物濫用・依存等の実態に関する研究：異状死した者における薬物乱用の実態把握のために、東京都監察医務院における検案・解剖結果を分析した。①過去9年間のベゲタミン症例は301件であり、高濃度例では自殺と中毒、中等度及び低値例では病死及び自然死の割合が多かった。②2012年に検出された医薬品等の詳細は、a) 睡眠剤343件、b) 抗てんかん剤97件、c) 精神神経用剤325件、d) 解熱鎮痛消炎剤37件、e) その他薬物135件、f) アルカロイド9件、であった。また、覚醒剤等はメタンフェタミン14件、アフェタミン13件であった。③「脱法ハーブ」の使用が推測された行政解剖例を1例経験した。

■研究2 薬物依存症者に関する制度的・社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究

研究2-1：薬物依存症者の社会復帰を目的とした制度の重なりに関する研究：①ダルクの運営形態は障害者自立支援法への移行として進められたが、実際には多様な可能性が模索されていた。②薬物事犯者を対象とする「刑の一部執行猶予制度」の導入は、ダルクの活動に影響を与えるが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性がある。③社会資源や制度と関わる事が不可避なダルクスタッフにとって

、自身の回復の維持・管理以外に、12ステップ・プログラムの日常的実践に加えて、援助技術や制度、さらに異種の法制度で使われる用語（言葉）・概念等に関する知識とそれを操作する技能が求められていることが示唆された。

研究2-2：薬物依存症者と家族の社会資源活用に関する研究－地域格差の視点も含めて－：①精神障害者福祉手帳（以下、「手帳」と略）取得に関しては、手帳取得を前提とする自治体の障害者福祉サービスには、多くのメニューが存在すると同時に、地域格差もかなりあることが確認された。②薬物依存症者にとって、現状の手帳の判定基準は全国一律であるはずであるが、解釈の自治体による相違によって、手帳取得の困難性に地域差が生じている事実があると同時に、そもそも「依存症」は手帳に該当しないという判断が一般的であることが確認された。

研究2-3：薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発と評価に関する研究：開発した家族心理教育プログラムについて、その理解度及び有効性について、家族会での結果と医療保健機関利用家族との比較を行った。①家族会と比較して、医療保健機関利用家族は、薬物問題に気づいてから日が浅く、本人も本格的な治療や回復に至っていない者の割合が高いことが示唆された。②本プログラムの内容が、様々な状況における家族にとって理解しやすいものであること、また、役に立つと実感できるものであることについて一定の評価が得られた。③本家族心理教育プログラムの行政的均一化が、「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」で謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になることが示唆された。④今年度は、平成22年度に作成した4種類の教材に加えて、更に4種類の新たな教材を作成した。

研究2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究：麻薬取締官による執行猶予付き・保護観察なしの初犯薬物事犯者に対する自習ワークブック『SMARPP-Jr.』提供再乱用防止プログラムは、対象者の問題意識や治療意欲の深まりを伴った薬物渴望に対する対処スキルの向上に、一定の効果と実施可能性があることが判明した。

【結論】わが国の薬物乱用経験率は確実に減少しているが、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。また、「脱法ドラッグ」が今後の薬物乱用状況の鍵となる可能性があることが示唆された。再乱用防止には、薬物依存症に対する「医療モデル」「福祉モデル」としての取り組みが不可欠であるが、利用可能な制度的社会資源を増やす必要がある。同時に、本研究で開発した司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツール、及び、家族心理教育プログラムを行政的に全国に広めて行くことが、「第三次薬物乱用防止 5 カ年戦略」で謳われている再乱用防止および薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になるのではないかと考えられる。

研究分担者

和田 清 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
部長
嶋根卓也 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
心理社会研究室長
松本俊彦 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
診断治療開発研究室長
庄司正実 目白大学 人間社会学部
教授
福永龍繁 東京都監察医務院

院長

宮永 耕 東海大学 健康科学部
社会福祉学科 准教授
山口みほ 日本福祉大学 社会福祉学部
准教授
近藤あゆみ 新潟医療福祉大学社会福祉学部
社会福祉学科 准教授

A. 研究目的

現在、我が国は未だ第三次覚せい剤乱用期にある。この間、薬物乱用対策推進本部により「薬物乱用防止 5 カ年戦略」（平成 10 年 5 月）、「薬物乱用防止新五カ年戦略」（平成 15 年 7 月）、「第三次薬物乱用防止五カ年戦略」（平成 20 年 8 月）

が策定され、その後、平成 22 年 7 月には「薬物乱用防止戦略加速化プラン」も打ち出されて今日に至っているが、1995 年に始まる第三次覚せい剤乱用期も、既に 17 年以上が経っており、薬物乱用・依存に関する国内状況は大きく変わりつつある。

第三次覚せい剤乱用期は、当初は一部の外国人による新たな密売方法の出現、違法薬物の入手可能性の高まり、乱用の若年層までへの拡大等で始まった。しかし、その後（特にこの数年間）は、「脱法ドラッグ」、リタリンに代表される医薬品の乱用・依存、大麻汚染の拡大等に代表されるように、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」であり、「有機溶剤優位型」という我が国独自型から、大麻優位型という欧米型への変化として捉えることができる（和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学雑誌 43:120-131, 2008）。しかも、2011 年下半期から急激に拡がった「脱法ドラッグ」乱用問題は、一大社会問題化しており、今後の動向が気になるところである（和田 清ら：脱法ハーブを含む「脱法ドラッグ」乱用とその実態. 精神科 22(1): 26-32, 2013.）。

これらの状況変化は、依存性薬物乱用・依存の実態把握の必要性と、その実態に見合った対策立案の必要性を益々高めるものである。

薬物乱用・依存の実態把握は違法行為の掘り起こし的性質があり、困難を極める。2011 年度～2012 年度の本研究では、薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みた。対象・調査法は次の通りである。①わが国全体での薬物乱用・依存状況を把握するための全国住民調査（層化二段無作為抽出調査）、②薬物乱用開始最頻年齢層である中学生に対する全国調査（層別一段集落抽出調査）、③薬物依存・精神病に陥った患者を対象とした全国精神科医療施設調査（2 ヶ月間の全数調査）、④ハイリスクグループである全国の児童自立支援施設入所者調査（全数調査）、⑤生物学的マーカーを使用した乱用実態調査の一つとしての監察医療院での調査、⑥薬剤師を情報源とした医薬品乱用の実態調査である。

これらにより、わが国の薬物乱用・依存の実態を多面的に把握でき、乱用防止対策並びに薬物依存者対策立案・遂行の際の基礎資料に供することが

できると考えている。ただし、費用効率と調査される側の各種負担を考慮し、2011 年度は①薬物使用に関する全国住民調査に重点をおき、2012 年度は②～⑥に重点を置いた。

また、覚せい剤事犯検挙者の再犯率が 59.2%（2011 年）と高いように、薬物依存からの「回復」は困難を極める。欧米では「治療共同体」が薬物依存症治療の主役を担っているが、このような社会資源はわが国には存在せず、DARC（ダルク）を中心とする民間回復支援施設があるのみである。このような再乱用防止面での著しい立ち後れの原因として、当研究者らは、これまでの厚生労働科学研究の成果として、薬物依存症に対する「犯罪・司法モデル」一辺倒的対応の限界と、「医療モデル」「福祉モデル」としての制度的社会資源の不足・欠落を指摘してきた。

そこで、今回の 2 年間での研究では、現行の保健・社会福祉制度等、制度的社会資源の運用実態とその問題点の明確化を図るとともに、分担研究者らが開発した司法関連施設での少年用薬物乱用防止教育ツールの介入効果判定と薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発・有効性評価を行うことにした。

B. 各分担研究の個別目的、方法、結果、及び考察

■研究 1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

研究 1-1-1：薬物使用に関する全国住民調査

研究分担者 和田 清

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部長

わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、住民基本台帳から層化二段無作為抽出法（調査地点数：350）により選ばれた全国の 15 歳以上 64 歳以下の 5,000 人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。調査期間は 2011 年 9 月 15 日～9 月 25 日である。回収数及び有効回答数は、3,148 (63.0%) 及び 3,127 であった。

【飲酒】1 年経験率（この 1 年間で 1 回でも飲酒

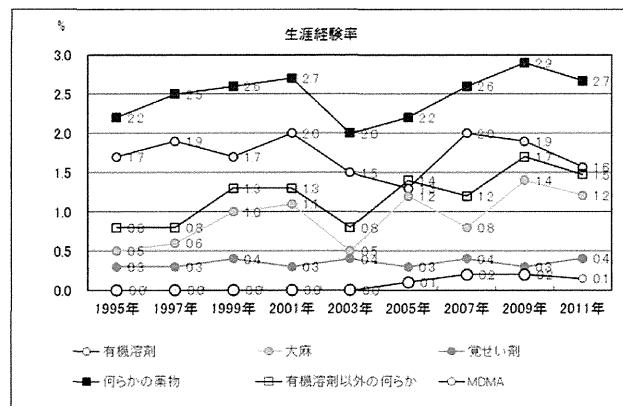
したことのある者の率)は、男性で 88.9%、女性で 81.9%、全体で 85.3%であった。(補正值)。

【喫煙】①1 年経験率は、男性で 43.4%、女性で 16.2%、全体で 29.3%であった。この 1 年経験率は過去最低の記録であった。(補正值)。②年代別に見た生涯経験率、1 年経験率共に、10 歳代、20 歳代(特に 20 歳代)での経年的減少傾向が顕著であった。

【医薬品】①この 1 年間に 1 回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬 63.8%、②鎮痛薬 58.6%、③目薬 50.0%、④湿布薬 43.7%、⑤胃腸薬 40.4% の順で頻度が高かった。②鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬をこの 1 年間に使用したことのある者の割合は、鎮痛薬で 58.6%、精神安定薬で 5.6%、睡眠薬で 5.6% であった(補正值)。

【違法薬物】①生涯被誘惑率(これまでに 1 回でも誘われたことのある者の率)は、有機溶剤で 2.9%、大麻で 2.0%、覚せい剤で 0.9%、コカイン:0.2、MDMA:0.2、ヘロイン:0.2% の順に高かった。また、これら 6 種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は 4.6% であり、有機溶剤を除いたいずれかの生涯被誘惑率は 2.8% であった。経年的にはすべての薬物において 2009 年調査よりは減少していた。②生涯経験率(これまでに 1 回でも乱用したことのある者の率)は、有機溶剤で 1.6%、大麻で 1.2%、覚せい剤で 0.4%、MDAM で 0.1% であり、コカイン、ヘロインでは統計誤差内であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.7% で、有機溶剤を除いたいずれかの薬物の生涯経験率は 1.5% であった。2009 年調査との比較では、覚せい剤、MDMA、「いずれかの薬物」は横ばいであったが、それ以外の薬物では減少傾向にあった。ただし、乱用薬物の種類と生涯経験率は年代により異なり、30 歳代では、有機溶剤 2.4%、大麻 2.0%、覚せい剤 0.9%、MDMA 0.6% であり、何らかの薬物では 4.4%、有機溶剤を除く何らかの薬物では 2.7% であることを考えると、全体での生涯経験率の低さを単純に楽観視すべきではない。③違法薬物乱用防止の教育・啓発が進み、同時に、取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での「正直に答えたくない」という心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることは否めない。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際

的に認知された調査法であると同時に、それ以外の調査方法が事実上ないことも現実である。地味ながら、今後も本調査を継続してゆく必要がある。



研究 1-1-2：飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査

研究分担者 和田 清

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部長

わが国の中学生における薬物乱用の広がりを把握し、薬物乱用の危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するため、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤・「脱法ドラッグ」乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2012 年 10 月中(一部 11~12 月中)であり、層別一段集落抽出法により選ばれた全国 235 校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。有効回答は、124 校(対象校 235 校の 52.8%)、54,486 人(対象校の全生徒想定数の 46.6%) であった。

①有機溶剤の生涯経験率(これまでに 1 回でも経験したことのあると答えた者の割合)は、男子で 0.6%(1 年生 0.6%、2 年生 0.6%、3 年生 0.8%)、女子で 0.4%(1 年生 0.3%、2 年生 0.4%、3 年生 0.5%) であり、全体では 0.5%(1 年生 0.4%、2 年生 0.5%、3 年生 0.6%) であった。この結果は、男女及び全体で、1996 年に開始した一連の本調査では最低の値である。有機溶剤乱用の目撃率、身近にいる有機溶剤乱用者の周知率、有機溶剤乱用への被誘惑率も、過去最低の値であった。有機溶剤乱用の勢

いは、確実に弱まっている。

②有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。

③中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。

⑤有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用による健康への害知識の周知率は減少傾向にあり、薬物乱用防止教育の再度の強化の必要性が示唆された。

⑥大麻の生涯経験率は、男子では 0.3% (1 年生 0.3%、2 年生 0.2%、3 年生 0.4%) であり、女子では 0.2% (1 年生 0.1%、2 年生 0.1%、3 年生 0.3%) であった。全体では 0.2% (1 年生 0.2%、2 年生 0.2%、3 年生 0.4%) であった。この結果は、男女及び全体で、1996 年に開始した一連の本調査では最低の値である。

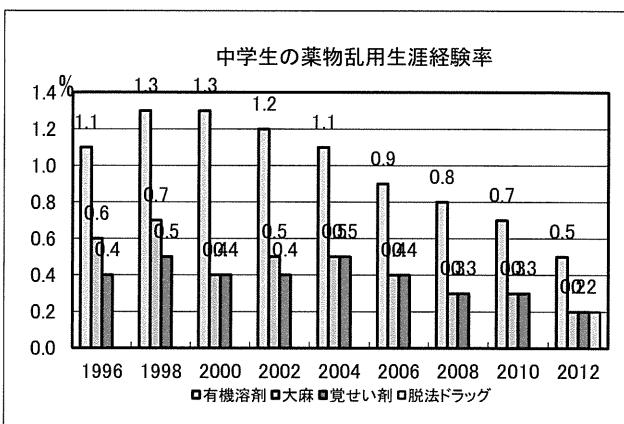
⑦覚せい剤の生涯経験率は、男子では 0.3% (1 年生 0.2%、2 年生 0.2%、3 年生 0.4%) で、女子では 0.2% (1 年生 0.1%、2 年生 0.1%、3 年生 0.3%) であり、全体では 0.2% (1 年生 0.2%、2 年生 0.2%、3 年生 0.3%) であった。この結果は、男女及び全体で、1996 年に開始した一連の本調査では最低の値である。

⑧「脱法ドラッグ」の生涯経験率は、男子で 0.3% (1 年生 0.2%、2 年生 0.2%、3 年生 0.5%) 、女子で 0.2% (1 年生 0.1%、2 年生 0.1%、3 年生 0.3%) であり、全体では 0.2% (1 年生 0.1%、2 年生 0.2%、3 年生 0.4%) であった。

⑨有機溶剤乱用経験者群の 20.5% (男子 18.6%、女子 23.3%) の者に大麻乱用の経験があり、19.1% (男子 18.1%、女子 19.4%) の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。同時に、喫煙経験と有機溶剤乱用経験との間にも結びつきが認められた。喫煙経験と「脱法ドラッグ」乱用との関係、「シンナー遊び」経験と「脱法ドラッグ」乱用との関係は、それぞれ、喫煙経験と「シンナー遊び」との関係、「シンナー遊び」経験と大麻ないしは覚せい剤乱用との関係とほとんど同じ結果であった。驚くべきことに、「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率は、60.0% (男子 59.7%、女子 63.6%) であり、「脱法

ドラッグ」乱用経験者における覚せい剤乱用経験率は、63.3% (男子 59.7%、女子 70.5%) にも上った。従来、わが国での中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきた。しかし、以上の結果は、「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではない可能性を示唆するものであった。

⑩中学生の薬物乱用問題は、有機溶剤問題から「脱法ドラッグ」問題に変わってきた可能性がある。



研究 1-2 : 薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究

研究分担者 嶋根卓也

国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部

心理社会研究室長

【目的】大手チェーンドラッグストアで OTC 薬販売に従事する薬剤師を対象に、一般用医薬品(Over The Counter Drug, 以降 OTC 薬と表記) 亂用・依存の実態把握のために、OTC 薬の大量・頻回購入に関する調査を実施した。

【方法】対象者は、大手チェーンドラッグストア S 社に勤務する薬剤師 1641 名である。社内のインターネットを活用した質問票調査を実施し、1108 名 (平均 35.8 歳) の薬剤師より回答を得た (回収率 67.5%)。

【結果】① 対象者のうち 692 名 (58.6%) が OTC 薬の大量・頻回購入者への応対経験を有していた。大量・頻回購入者への応対経験を有する 692 名のうち、261 名 (37.7%) は過去 1 年間においても大量・頻回購入者への応対経験があった。

② 大量・頻回購入者が買い求めた OTC 薬は多種多様であった。プロン®、トニン®といった咳止め薬、ナロン®、セデス®といった鎮痛薬、市販の鎮静薬であるウット®のように、精神科臨床で繰り返し報告されている OTC 薬もみられる一方で、新小児用ジキニンシロップ®やネオシーダー®が大量・頻回購入の対象となっていることが明らかになった。

③ 大量・頻回購入者に応対した薬剤師の 88.0% が「声かけ」を、81.4% が「使用目的の確認」まで踏み込んで実施していることが示された。また、大量・頻回購入者への応対後に、85.4% が「店内で情報共有」、76.3% が「上司への相談」を実施していた。

④ 多変量解析の結果、薬物依存が疑われる患者との接客に対する自信と知識が高い薬剤師ほど、薬物乱用・依存に関する社外研修を受けている薬剤師ほど、「使用目的の確認」を行うことが明らかとなった。また、薬物依存が疑われる患者との接客に対する自信が高い薬剤師ほど、薬物依存に対する知識があり、地域の相談窓口を知っている薬剤師ほど、学部中に教育を受けた薬剤師ほど、大量・頻回購入に関して上司（管理薬剤師など）に相談していることが明らかとなった。

【結論】以上の知見より、大手チェーンドラッグストアに勤務する薬剤師を情報源として、精神科臨床では報告されていない OTC 薬が大量・頻回購入の対象となっている実態の一端を把握したとともに、薬物乱用・依存に関する卒後研修や、薬学部における薬物乱用・依存教育を今後充実させることで、薬剤師の大量・頻回購入者に対する応対力の質を向上させる可能性が示唆された。

研究 1-3：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

研究分担者 松本俊彦
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 室長

【目的】わが国の精神科医療施設における薬物関

連障害の実態を横断的、縦断的に検討することである。

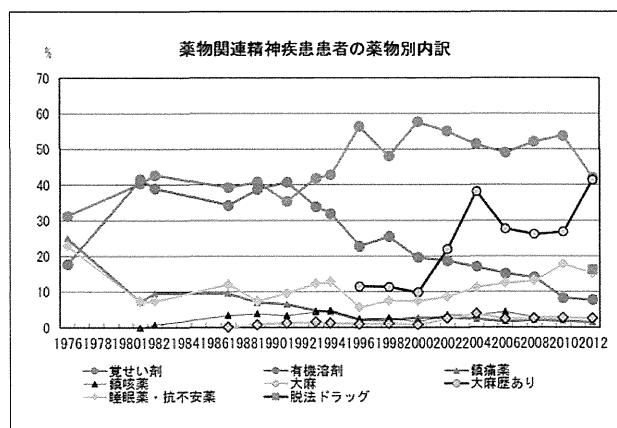
【方法】対象は、全国の有床精神科医療施設 1609 施設に、2012 年 9~10 月に通院もしくは入院した全薬物関連障害患者である。情報収集は、担当医が診察時所見もしくは診療録にもとづく郵送の悉皆調査の方式をとった。今回の調査では、「脱法ドラッグ」を一連の本調査では初めて調査対象薬物として加えた。

【結果】2012 年調査では、調査対象施設の 70.6% からの協力が得られ、全国で 1,161 症例の薬物関連障害患者が報告された。このうち、重要な情報の欠損がなかった 848 症例を分析の対象とした。

① 薬物毎の生涯使用経験率は、多い順に覚せい剤 (63.3%)、有機溶剤 (42.2%)、大麻 (41.3%)、睡眠薬 (39.7%)、抗不安薬 (31.0%)、脱法ドラッグ (27.5%) であり、2010 年調査に比べて大麻の使用経験率が顕著に上昇していた。

② 主たる(原因)薬物としての割合は、多い順に覚せい剤 (42.0%)、脱法ドラッグ (16.3%)、睡眠薬・抗不安薬 (15.1%)、有機溶剤 (7.7%) であった。前回調査に比べて覚せい剤の割合が減じ、今回新たに新設されたカテゴリーである脱法ドラッグが、第 2 位を占めていた。

③ 脱法ドラッグ関連障害患者は、他の薬物関連障害患者に比べて著しく若年の男性が多く、脱法ドラッグの乱用拡大によって、従来とは異なる新たな薬物乱用層が出現した可能性が推測された。



④ また、対象の 6 割あまりの者に大麻の使用経験が見られたこと、脱法ドラッグ群では、「依存症候群」と「精神病性障害」を呈して精神医学的

治療を受けていたこと、対象の 23.4%に気分障害の併存が認められたことなどが特徴的であった。

【結論】本調査より、脱法ドラッグの乱用拡大によって、従来とは異なる新たな薬物乱用層が出現した可能性、ならびに、脱法ドラッグの乱用拡大が推測された。

研究 1-4：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

研究分担者 庄司正実

目白大学 人間学部 教授

薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および乱用実態を把握するために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に対して質問紙調査を実施した。有効調査人数は、973 人(男性 686 人、女性 287 人)であった。調査により以下のような結果が得られた：

①有機溶剤乱用者数は男 31 人(4.5%)女性 61 人(21.3%)、大麻乱用者数は男性 14 人(2.0%)女性 20 人(7.0%)、覚せい剤乱用者数は男性 5 人(0.7%)女性 13 人(4.5%)、ブタン乱用者数男性 69 人(10.1%)女性 47 人(16.4%)であった。その他、抗不安薬(安定剤)乱用が男性 31 人(4.5%)女性 45 人(15.7%)、プロン(咳止め液)乱用が男性 16 人(2.3%)女性 27 人(4.2%)に認められた。従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。

②また今回新たに調査対象薬物とした「脱法ハーブ」は、男女それぞれ 25 人(3.6%)および 23 人(8.0%)に認められた。

③1994 年度からの薬物乱用頻度の変化は以下のとおりである。

有機溶剤乱用経験はこれまでと同様に減少傾向を示した。特に男性においてこの傾向が著しく、1994 年 41.2%から 2006 年以降 10%前後に減少し今回は 4.5%となった。女性でも 1994 年 59.6%から 2006 年以降 30%となっていたが、今回さらに減少し 21.6%となった。

覚せい剤乱用経験は男女とも 2000 年ころまでやや増加傾向にあったが、2002 年以降減少傾向を示しており、男性は 2006 年以降 1%以下で女性は 2008 年以降 10%以下となった。

大麻乱用経験について、男性は 4%から 5%前後

であったが 2010 年は 1.9%今回 2.0%となり、一方女性では 1994 年(22.0%)および 1996 年(19.0%)はやや高かったが 1998 年から 14%から 15%台であったが今回初めて 7.0%と 10%以下となった。④有機溶剤乱用に対する態度の年代変化を検討したところ、1998 年以降大きな変化は見られなかつた。ことのことより近年の薬物乱用頻度の減少と児童の薬物乱用への態度はあまり関係がないと考えられた。一方、入所非行児の非行程度がやや軽度化している傾向が疑われた。

⑤児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスクグループである。今回の調査により児童の乱用薬物が従来のように有機溶剤中心ではなくなってきていることを示している。今後とも継続的に実態を把握していくことが必要である。

研究 1-5：監察医務院における異状死の検案・解剖結果からみた薬物濫用・依存等の実態に関する研究

研究分担者 福永龍繁

東京都監察医務院 院長

【目的】東京都監察医務院（以下、東監医）において、薬毒物検査を行った結果を調査し、最近の濫用薬物のみならず、薬毒物中毒者の動向を把握することを目的とする。

【方法】過去 10 年間の東監医における薬毒物の検出状況を調査した。特に、フェノバルビタール・塩酸クロルプロマジン・塩酸プロメタジンの 3 剤同時検出の事例をベゲタミン症例として調査した。さらに、一症例から複数の薬毒物を検出した事例を多剤服用例として調査した。

【結果】①2002～2011 年（平成 14～23 年）の 10 年間における 26,769 件の薬毒物検査から 14,044 件の薬毒物を検出した。2011 年の検出薬物では医薬品等が 10 年前の 1.6 倍(339 件)増加し、1,605 件であった。また、過去 9 年間のベゲタミン症例は 301 件であり、高濃度例では自殺と中毒、中等度及び低値例では病死及び自然死の割合が多かつた。②2012 年に検出された医薬品等の詳細は、a) 睡眠剤 343 件、b) 抗てんかん剤 97 件、c) 精神神経用剤 325 件、d) 解熱鎮痛消炎剤 37 件、e) その他薬物 135 件、f) アルカロイド 9 件、であった。また、覚醒剤等はメタンフェタミン 14 件、アフェ

タミン 13 件であった。これらの検出件数を前年と比較すると 1.1~1.5 倍の間で増加した。多剤服用例は 166 件（男性 85、女性 81）であった。多剤服用例の平均検出薬毒物数は 3.6 であった。死亡の種類は、病死 26%、その他及び不詳の外因 28% であった。③「脱法ハーブ」の使用が推測された行政解剖例を 1 例経験した。④今後、乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

■研究 2 薬物依存症者に関する制度的・社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究

研究 2-1：薬物依存症者の社会復帰を目的とした制度的重なりに関する研究

研究分担者 宮永 耕 東海大学
健康科学部社会福祉学科 准教授

障害者制度改革や刑事施設出所後の保護観察制度等の改正案などが現場でどのような問題となつて表れているのか、数ヶ所のダルク等のヒアリング調査を通して検討した。①障害者自立支援法への移行は、昨年度末を一つの期限として進められたが、実際には多様な可能性が模索されていた。②障害者自立支援制度の外側でサービス提供するダルク等は、特徴あるプログラムの展開により、より広い介入のバリエーションを行っていた。③生活保護を受給する利用者の拡大と共に、地域の生活保護実施機関との調整も行われており、自治体間の運用上の差異は存在するものの、保護受給ができず「チャリティ」として施設が入寮費負担せざるを得ない例は極めて少なかった。④薬物事犯者を対象とする刑の一部執行猶予制度の導入は、ダルクの活動に影響を与えるが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性がある。⑤社会資源や制度と関わる事が不可避なダルクスタッフにとって、自身の回復の維持・管理以外に、12 ステップ・プログラムの日常的実践に加えて、援助技術や制度、さらに異種の法制度で使われる用語（言葉）・概念等

に関する知識とそれを操作する技能が求められていることが示唆された。

研究 2-2：薬物依存症者と家族の社会資源活用に関する研究－地域格差の視点も含めて－

研究分担者 山口みほ 日本福祉大学
社会福祉学部 准教授

精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」と略）取得を前提とするサービスを中心に、薬物依存症者の社会生活支援に活用し得る制度的・社会資源の地域による差異を把握すること、また、薬物依存症者の社会資源活用を支援するソーシャルワーク過程を明らかにすること、を目的として、①政令指定都市の作成するホームページや冊子・パンフレット等の情報からの、手帳の取得によって利用可能となるものを中心とする障害者向けの制度的・社会資源の抽出と手帳の判定に関わる行政職員への判定基準の解釈と運用に関するヒアリング、②5 名のソーシャルワーカーへの薬物依存症者の社会生活支援に関するインタビュー・データの分析結果に基づく薬物依存症者の社会生活支援に関わるソーシャルワーク・プロセス・モデルの作成、の 2 種類の調査・研究を行なった。

結果、①各市の障害者福祉サービスは種類・対象者の範囲・内容等に格差があり、身体・知的障害者との格差、他の精神障害者との格差と掛け合わざって薬物依存症者の活用可能な資源は現状がかなり限定的となっていることが明らかとなつた。さらに、手帳の所持を前提としているがために、全国的な判断基準、また各自治体の判断基準の解釈・運用の相違によって手帳の対象外とされることの多い薬物依存症者にとっては、実質的に利用できる会資源がかなり限定的であることが明らかとなつた。

また、②薬物依存症者に対するソーシャルワーク過程は、反社会的側面のみがとらえられるがちな薬物依存症を「疾病」として受け止めた後、あえて当事者・家族の持つ「薬物依存症」以外の課題やニーズに目を向けることで資源を動員する、というように、意図的に問題把握のリフレーミングを繰りかえすところに特色がみられるが、そこで用いられるのは特殊なものではなく、基本的なソ

ーシャルワークの価値・知識・技術であった。

研究 2-3：薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発と評価に関する研究

研究分担者 近藤あゆみ

新潟医療福祉大学

社会福祉学部社会福祉学科 準教授

【目的】家族心理教育プログラムの理解度及び有効性等を検討すること。

【方法】 医療保健機関（以下、関係機関と記す）利用者及びダルク等家族会参加者を対象に、家族心理教育プログラム及びアンケート調査を実施し、両群の結果を比較した。

【結果及び考察】 家族会と関係機関の調査を比較した結果、家族会と比較して、関係機関の家族は、薬物問題に気づいてからの日が浅く、それに関連して、継続的に支援を受けるようになってからの期間も短く、本人も本格的な治療や回復に至っていない者の割合が高いことが示された。また、関係機関の家族の精神健康は、家族会参加者と比べて低かった。治療回復の初期段階という厳しい状況にありながら、多くの家族は本人とともに生活しており、そのことが家族の精神健康に悪影響を及ぼしている可能性が高い。プログラムの主観的理解度については、両群ともに「ある程度理解できた」と「かなり理解できた」で約9割を占めており、有効性についても、両群ともに「ある程度役に立つ」、「かなり役に立つ」、「非常に役に立つ」で9割を超えていた。また、本人の現在の状況と家族のプログラムに関する主観的理解度との関係性について検討したところ、4種類の教材全てについて関連は認められず、本人の現在の状況によって、家族の理解度は異なることが示された。本人の現在の状況と家族のプログラムに関する有効性との関係性についても同様の結果が得られた。上記の結果から、本プログラムの内容は特に対象を選ばず、様々な状況の家族に対して、一定の理解度及び有効性が得られるものと思われる。更に、今年度は、4種類の教材（それぞれ、「家族向け教材」と「ファシリテーター用マニュアル」の2冊ずつ）を新たに作成することができた。今後は、新しい教材に関する

調査を継続実施するとともに、多様な家族のニーズに応えることができる包括的なプログラムの開発を目指し、更に教材を充実していきたい。

研究 2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究

研究分担者 松本俊彦

国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部

室長

【目的】少年鑑別所被収容者用に開発された自習用ワークブック『SMARPP-Jr.』の臨床応用の一環として、薬物乱用問題を持つ成人女性の刑事施設被収容者、ならびに執行猶予付き・保護観察なしの初犯の薬物乱用者の自習プログラム教材としての使用できる可能性を検討した。

【方法】初年度は、薬物乱用問題を持つ成人女性の刑事施設被収容者135名に対して自習ワークブックと教育プログラムを実施し、薬物の誘惑に抵抗できる自信、問題認識の深度や援助に対する必要性の認識に関する評価尺度の得点変化を検討したものである。最終年度は、薬事法関連犯罪によって保護観察なしの執行猶予判決がなされた薬物乱用者36名に対して、麻薬取締官が自習ワークブック『SMARPP-Jr.』を用いた再乱用防止プログラムを提供し、その介入前後における評価尺度上の変化を検討するとともに、その難易度と有用性に関する評価を行った。

【結果】刑事施設における自習ワークブックによる介入を実施した結果、女性薬物乱用者における効果は、成人男性を対象とした先行研究に比べると明確なものとはいえず、薬物問題の重症度と介入効果との関係も直線的なものではなかった。一方、麻薬取締官を介する自習ワークブックによるプログラムの結果、薬物依存に対する自己効力感スケールの総得点および全下位因子の有意な上昇と、SOCRATES-8Dの下位因子の一つ、「実行」の有意な得点上昇が認められた。

【結論】女性刑事施設被収容者の場合には、薬物問題の重症度だけでは分類しきれない、不均質な集団である可能性が高く、自習ワークブックの効果は限定的であった。一方、麻薬取締官を介した

再乱用防止プログラムの場合には、問題意識や治療意欲の深まりを伴った、薬物渴望に対する対処スキルの向上に資する一定の効果と意義、ならびに実施可能性があると思われた。

C. 考察

研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、ひとつは①「薬物使用に関する全国住民調査」（以下、全国住民調査）を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、次年度への準備をする年度であり、もうひとつは、②「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」（以下、全国中学生調査）、「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（以下、全国精神科病院調査）、「全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」（以下、全国児童自立支援施設調査）の実施を主とする年度である。今回の2年間に渡る研究では、上記②の調査研究に、「薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究」を加えた。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なことは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国の National Institute on Drug Abuse の疫学部門より、2002年にはタイ王国の Office of the Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister 主催による会議に、また、2005年、2006年には台湾の Department of Health 主催による国際会議に、2010年には台湾の Department of Justice 主催による国際セミナーに、2011年には台

湾の国立中正大学主催による国際会議での講演を招聘されてきている。

2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「住民調査」では、1995年以来、層化二段無作為抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、回収率は調査の実施法にかなり規定されるが、「全国住民調査」では、戸別訪問留置法を採用しており、回収率は1995年の78.9%を最高に、1997年で75.6%、1999年で75.8%、2001年で71.5%、2003年で71.3%と、減少傾向を示しながらも、毎回70%台を維持してきた。しかし、2005年調査では61.9%と初めて70%台を切り、大幅にダウンしてしまった。その原因としては、①そもそも、個人情報の秘密保持の意識が年々高まっており、調査そのものの「拒否」率が増加する傾向にあるが、特に2005年調査では、②「住民基本台帳ネットワークシステム」の導入、「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが社会的関心事となり、国民の個人情報秘密保持意識がこれまで以上に高まったことが推定される。また、③「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが各自治体レベルで進められており、「閲覧」のための申請法等がずいぶんと複雑化したと同時に、自治体側の新制度への不慣れも重なり、住民基本台帳の閲覧自体がスムーズに進まなかつたのも事実である。

2007年調査では、自治体側も新制度への対応にはそれなりに慣れたようで、住民基本台帳の閲覧上の問題はほとんどなかったが、最終的に回収率は59.0%とついに60%を切ってしまった。結局、年々高まる調査そのものの「拒否」率増加は時代の流れとしか言いようがない。

ところが、2009年調査では、回収率が64.3%と大幅に上昇した。その最大の原因是、2007年秋のリタリン問題、2008年秋の角界及び大学生による大麻乱用問題等、薬物問題が社会問題化していたところに、2009年8月の芸能人によるMDMA、覚せい剤乱用問題が起き、それが一大社会問題として連日マスメディアを賑わした直後の調査の実施であったということができそうである。2007年調査では約11%にしか過ぎなかつたMDMAの呼称周知率が2009年調査では約48%にまで急上昇し、2007年調査では約88%であった大麻の呼称周知率が20

09年調査では約94%にまで上昇していた事実は、2009年8月の芸能人による連続した薬物問題事件とそれを報じ続けたマスメディアの影響力の大きさを改めて実感させるものであった。今回の2011年調査での回収率63.0%であり、2009年のマスメディア情報の影響以降、薬物問題がそれ以前よりは日常的に国民の関心事として持続している感がある。2012年1月には、「合法ハーブ」問題が連日マスメディアで報道されたが、これは本調査実施のことであり、本調査の回収率には影響は及ぼしていない。

この回収率の上昇に関係しそうな要因がもう一つある。それは、調査対象の年齢制限である。従来、本調査は年齢の上限をつけない15歳以上の者を対象としてきた。しかし、2007年調査の結果では、「調査不能ケース」の割合は60歳以上の対象者で12~13%と年代別では最も高いと同時に、回収できた全ケースの約22%は65歳以上の者が占めていたという事実があった。すなわち、我が国の高齢化により、対象の少なからぬ部分が65歳以上の者になってしまい、その部分での回収率は悪かったという結果であった。そもそも、薬物問題は若年者~青年を中心とした問題であることを考えると、年齢上限を定めた方が「現実的」であり、かつ、調査費用効率も良いと考えられるため、2009年調査から対象年齢の上限を定めて、15歳以上64歳以下とした。このことも、回収率向上に貢献したのではないかと推定している。

ただし、この年齢の上限設定により、2009年調査以降の結果は、従来の本調査とは対象が異なるため、結果の単純比較は出来なくなつたことは確かである。しかし、今後も年齢の上限を64歳以下とすることで、現実的かつ経済効率の良い調査になってゆくことが期待できる。

また、この「住民調査」では、1999年に若干の調査票の改変がなされ、2001年には更に改変がなされた。内容的には、この2001年調査でほぼ完成されたと考えているが、2003年にはさらに「答えやすさ」を考慮した少々の改善を図った。2005年調査では2003年調査の調査用紙での聞き方に些細な改変を加えた個所が2個所あるが、事實上は2003年調査の質問紙と同じであった。2007年調査では、2005年調査の内容から、有機溶剤乱用が増えているかどうかという問い合わせを削除し（減少傾向が明らかと思われたため）、違法ドラッグ（いわ

ゆる脱法ドラッグ）の呼称についての周知度についての問い合わせを追加した。その結果、違法ドラッグ名の周知度は極めて低いことが判明し、2009年調査では、違法ドラッグ名の周知度調査項目は削除した。ただし、2009年調査では、昨今の禁煙エリアの拡大を考慮して、「禁煙しようかと考えた大きな理由は何ですか？」という設問の回答選択肢に「吸える場所が少なくなってきたから」を追加している。2011年調査の調査項目は2009年調査の項目と同じである。

「中学生調査」では、1996年以来、層別一段集落抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、調査実施校数の割合は、第一回の1996年には58.1%であったものが、1998年には71.2%、2000年には73.7%と上昇し、2002年調査でも71.0%と70%台を確保できた。しかし、2004年調査では69.3%と低下し、2006年調査では66.3%、2008年調査では62.7%と70%台を割ってしまった。その原因としては、1998年には第三次覚せい剤乱用期への危機感が教育現場でも強く、「薬物乱用防止5カ年戦略」（薬物乱用対策推進本部）が策定されこともあって、調査実施校率があがったものの、その後の学校現場における様々な「事件」「問題」の頻発により、薬物乱用問題への社会的関心が相対的に薄められてきていくことと、本調査の実施に割く時間が狭められた結果ではないかと推定している。2010年調査では、63.0%と、かろうじて経年的低下を免れたが、2012年調査では52.8%であり、1996年に開始した本調査では最低を記録した。その理由は不明ではあるが、平成23年10月に起きた「いじめを受けた大津市の中学生の自殺」（警察庁）に端を発した「いじめ」問題に、教育現場では対応に追われたための可能性はある。しかし、依存性薬物の健康に及ぼす害知識の周知率も低下傾向も認められており、教育現場での薬物乱用防止教育に対する「関心の低下」が危惧されるところである。今後は、何とか60%は維持していきたいところである。

「全国精神科病院調査」「全国児童自立支援施設調査」は全数調査という方法を探っている。「全国精神病院調査」では、調査協力施設の割合がなかなか上がらない問題が続いている。2002度調査では、なんとか52.6%であり、2004年調査でも50.5%（837施設）であったが、2006年調査では56.7%を確保できた。しかし、2008年調査では48.4%

と 50%を切ってしまった。ただし、785 施設中 86.2%（全国の 1,622 施設中では 41.7%）が「該当症例なし」と言う結果であり、回答率を上げる作業は「該当症例なし」の施設から、「該当症例なし」という報告をいただく作業になるきらいがある。その背景には、我が国の薬物関連精神障害患者に対する医療対応システムの貧困がある。当主任研究者による試算によれば、2009 年 6 月 30 日時点での全国精神病院病名別在院患者数（「精神保健福祉資料」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）を元に算出すると、我が国の覚せい剤関連精神障害入院患者の約 12%がわずか 4 病院で占められている現実があり（1636 施設中のわずか 4 施設である）、薬物関連精神障害患者に対する我が国の貧困な医療体制の現状が明らかである。2010 年調査からは、分担研究者による回収への努力強化が行われ、2010 年調査では全国の 1,612 施設中 63.3%から回答を得、2012 年調査では全国の 1,609 施設中 70.6%から回答を得ている。しかし、2012 年調査でも、「該当症例なし」の施設は全体の 56.6%にも及んでおり、ここでも、薬物関連精神障害患者を診ている施設の偏在ぶりは明かである。

「全国児童自立支援施設調査」での対象数は、1994 年で 1339 人、1996 年で 1194 人、1998 年で 1315 人、2000 年で 1327 人と、1200 人から 1300 人前後で一定していたが、2002 年では 851 人と減少した。2004 年調査では、質問項目数を少なくし回収率が低下しないよう配慮したこともあり、回収数は 1230 人となり、2002 年より前のレベルに戻すことができた。しかし、2006 年調査では 986 人と後退してしまった。2008 年調査では 1,289 人、2010 年調査では 1064 人と再び増加したものの、2012 年調査では、再び 973 人と減少してしまった。そもそも調査の実施自体が施設にとっては負担であることは否めず（「全国中学生調査」「全国精神病院調査」でも言えることであるが）、全国調査の維持と言うものがなかなか容易ではないと言うことを実感せざるを得ない。

また、薬物乱用・依存状況の把握には、可能なら何らかの生物学的マーカーを用いた調査が最適である。そのため、当研究代表者は、かつて第三次救急医療センター受診者の尿・血液からの薬物検出調査を組織したことがあったが、各施設で

のマンパワー不足により、結果的に継続を断念せざるを得なかった。そこで、2007 年から、東京都監察医務院の協力を得て、監察医務院が関与した死体検案例における薬物検出の実態調査を行うことにした。

2012 年の監察医務院調査の結果は、①2012 年の解剖件数は 2011 年より 11% 減少したにも関わらず、検出薬物の件数はわずかな減少しかなかったことと、②メタンフェタミンが 14 件、アンフェタミンが 13 件求められると同時に、「脱法ハーブ」の使用が推定される例が 1 例あったことである。ただし、現在のわが国では、「脱法ドラッグ」の成分特定ができる施設は、全国に数カ所もなく、この問題をどう解決してゆくかが大きな課題である。同時に、監察医制度のような死因究明制度の普及が必要である。

「薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握」調査は、2011 年から開始した「新しい」調査である。この調査は、まだまだ全国規模には拡大できないが、どのような OTC が大量・頻回購入の対象となっているかを示唆する唯一の調査でもあり、今後、どう「育てるか」を検討してゆく必要がある。

3. 「脱法 ドラッグ」について

2011 年下半期に、一気に社会問題化した「脱法 ドラッグ」乱用問題は、今日最大の薬物問題である。わが国にとって、今回の「脱法 ドラッグ」問題は、3 回目の流行である（和田 清ら：脱法ハーブを含む「脱法 ドラッグ」乱用とその実態。精神科 22(1)：26-32, 2013.）。

当研究代表者らは、第 1 回の「脱法 ドラッグ」乱用期の主役であった「マジック・マッシュルーム」について、2001 年、2003 年、2005 年の全国住民調査において、「マジック・マッシュルームが毒キノコであること知っていましたか？」と言う設問を「警告」を込めて設け、害の周知度を調べた。その結果、「知っている」と答えた者の割合は、2001 年調査で 25%、2003 年調査で 29%、2005 年調査で 26% と決して高いものではなかったが、2002 年にこの種のキノコ自体が「麻薬原料植物」に指定されることによって、事実上、その問題の解決をみた事実がある。

また、5-Meo-DIPT に象徴される 2 回目の「脱法 ドラッグ」流行期の 2007 年の全国住民調査では、

34種の「脱法ドラッグ」名を挙げて、「聞いたことのある薬物があったら、○をしてください。」との設問で、その呼称の周知度を調べたことがある。しかし、その結果は、「ラッシュ」が46%、「ケタミン」が36%、「メチロン」が8%と突出して高く、それ以外の31種の周知度は、高いものでも4%で、ほとんどのものが1%以下であった。結果的に、2007年の薬事法改正による「指定薬物」導入により、当時の「脱法ドラッグ」問題は、それ以降、事実上、社会問題としては消えてしまっていた。

ところが、2011年下半期に、一気に社会問題化したのが、「脱法ハーブ」を中心とする今日の「脱法ドラッグ」問題である。そのため、今回の当研究では、全国中学生調査、全国精神科病院調査、全国児童自立支援施設調査で「脱法ドラッグ」について調べた。

その結果、全国中学生調査では、①「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率は、60.0%であり、「脱法ドラッグ」乱用経験者における覚せい剤乱用経験率は、63.3%にも上ること、②従来、わが国での中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきたが、「脱法ドラッグ」の出現は、「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではない可能性を示唆するものであるという結果であった。

また、全国精神科病院調査では、主たる(原因)薬物としての割合で、「脱法ドラッグ」(16.3%)が、睡眠薬・抗不安薬(15.1%)を上回って、覚せい剤(42.0%)について第2位であることが明らかになった。

さらに、全国児童自立支援施設調査では、「脱法ハーブ」乱用経験率は4.9%に上ることが判明した。しかも、監察医務院調査でも「脱法ハーブ」の使用が推測された行政解剖例1例が確認されている。

2011年下半期以降の「脱法ドラッグ」問題は、過去2回の流行とは規模的に社会全体を巻き込んだ深刻なものであり、本年度の本調査の最大のトピックスであることは間違いない。この流行は、

「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」(和田 清ら:薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課

題. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 43:120-131, 2008) の、これまでにない最大の現れである。

今後の動向をみながら、対策を検討していく必要がある。

研究2 薬物依存症者に関する制度的社會資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究

1. 研究の位置付け

薬物乱用・依存が医療面に限らず社会のあらゆる分野に影響を及ぼしている事は論を待たない。そのため、わが国では「ダメ！ゼッタイ」をスローガンに強力な一次予防対策が続けられている。

しかし、本研究代表者らによる調査によれば、薬物関連精神障害者の約75%の者はすでに薬物を乱用している友人・知人から「勧められて」薬物の乱用を開始していた。この事実は、真の薬物乱用防止のためには、強力な一次予防と共に、二次予防(早期発見・早期治療)・三次予防(薬物依存からの回復と社会復帰)を推進することによって、新たな薬物乱用者を誘い込む可能性のある薬物乱用・依存者を減らさない限り、新たな薬物乱用者が繰り返し生まれてくることを物語っている。

平成10年の「薬物乱用防止5か年戦略」、平成15年の「薬物乱用防止新5か年戦略」において、二次予防・三次予防の重要性が指摘され、平成20年の「第3次薬物乱用防止5か年戦略」では、二次予防・三次予防の重要性が益々重視されたにも関わらず、実際には実効的対策はほとんどとられておらず、結果的に薬物依存症治療及び社会復帰策に限れば、わが国は先進諸国の中で、最貧国と言っても過言ではない状況のままである。それが原因の全てではないにしても、結果として、覚せい剤事犯検挙者の再犯率は59.2%(2011年)と高い。

本研究では、薬物依存症とは「精神保健福祉法」第5条で定義された精神障害であるという前提に立って、わが国の二次予防・三次予防策上重要であると考えられる制度的社會資源の現状とその問題点、司法関連施設における薬物再乱用防止の具体的介入方法の開発とその実施、「薬物乱用防止新5か年戦略」「第三次薬物乱用防止5か年戦略」でも謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する

る具体的支援策を研究課題とした。

2. 結果から指摘される課題

制度的社會資源の現状として、今回の調査研究により明らかになった点は下記の通りである。①障害者自立支援法への移行は、昨年度末を一つの期限として進められ、自立支援制度給付を受けるダルクの運営形態モデルが定まりつつあるが、自立支援制度以外の行政施策との関わりも試行されつつあり、今後ダルク利用者のニーズに応じた連携のあり方も検討していく必要がある。②生活保護を受給する利用者の拡大と共に、地域の生活保護実施機関との調整も行われており、自治体間の運用上の差異は存在するものの、保護受給ができず「チャリティ」として施設が入寮費負担せざるを得ない例は極めて少なかった。③薬物事犯者を対象とする刑の一部執行猶予制度の導入は、ダルクの活動に影響を与える可能性が強いが、地域支援における社會資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性がある。④社會資源や制度と関わる事が不可避なダルクスタッフにとって、自身の回復の維持・管理や12ステップ・プログラムの日常的実践以外に、実務上必要な援助技術や制度、さらに異種の法制度で使われる用語(言葉)・概念等に関する知識とそれを操作する技能が重要なものとして求められることが示唆された。⑤精神障害者福祉手帳(以下、「手帳」と略)取得に関しては、手帳取得を前提とする自治体の障害者福祉サービスには、多くのメニューが存在すると同時に、地域格差もかなりあることが確認された。⑥薬物依存症者にとっては、現状の手帳の判定基準は全国一律であるはずであるが、解釈の自治体による相違によって、手帳取得の困難性に地域差が生じている事実があると同時に、そもそも「依存症」は手帳に該当しないという判断が一般的であることが確認された。

研究分担者らが開発した家族心理教育プログラムについて、その理解度及び有効性について、昨年度の家族会での結果と今年度の医療保健機関利用家族との比較を行った。その結果、家族会と比較して、医療保健機関利用家族は、薬物問題に気づいてからの日が浅く、本人も本格的な治療や回復に至っていない者の割合が高いことが示唆された。また、本プログラムの内容が、様々な状況に

おかかれている家族にとって理解しやすいものであること、また、役に立つと実感できるものであることについて一定の評価が得られた。本家族心理教育プログラムの行政的均てん化が、「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」で謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になることが示唆された。

薬物事犯者の再犯防止には、司法機関のみならず、麻薬取締部の活動の充実が不可欠である。麻薬取締官による執行猶予付き・保護観察なしの初犯薬物事犯者に対する自習ワークブック『SMARPP-Jr.』提供再乱用防止プログラムは、対象者の問題意識や治療意欲の深まりを伴った薬物渴望に対する対処スキルの向上に、一定の効果と実施可能性があることが判明した。

D. 結論

薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するため、薬物乱用・依存等の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、再乱用防止のために、薬物依存症者に関する制度的社會資源の現状と課題についての研究と、再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究を行った。

全国住民調査による生涯経験率は、依然として有機溶剤が最も高いが、経年的增加傾向は認められず、過去の経験がカウントされるためと考えられる。一方、大麻の生涯経験率は経年に増加傾向にあり、有機溶剤の生涯経験率に迫りつつある。このことは、わが国での現時点での最も乱用されている違法薬物は大麻であることを推測させるデータである。

2009年調査との比較では、覚せい剤、MDMA、「いずれかの薬物」は横ばいであったが、それ以外の薬物では減少傾向にあった。ただし、乱用薬物の種類と生涯経験率は年代により異なり、30歳代では、有機溶剤2.4%、大麻2.0%、覚せい剤0.9%、MDMA0.6%であり、何らかの薬物では4.4%、有機溶剤を除く何らかの薬物では2.7%であることを考えると、全体での生涯経験率の低さを単純に楽観視すべきではない。

全国中学生調査による違法薬物生涯経験率は過去最低を示した。また、全国児童自立支援施設調査でも、同様の結果であった。したがって、未成年者における薬物乱用は確実に減少傾向にあ

る。

しかし、2011年下半期に、一気に社会問題化した「脱法ハーブ」に関しては、全国中学生調査では、①「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率は、60.0%であり、「脱法ドラッグ」乱用経験者における覚せい剤乱用経験率は、63.3%にも上ること、②従来、わが国での中学生にとっての乱用薬物の順番は、「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきたが、「脱法ドラッグ」の出現は、「喫煙→脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」という新しい流れの可能性を示唆するものであり、同時に、「脱法ドラッグ→大麻・覚せい剤」の流れは、「有機溶剤→大麻・覚せい剤」の比ではない可能性を示唆するものであるという結果であった。また、全国精神科病院調査では、主たる(原因)薬物としての割合で、「脱法ドラッグ」(16.3%)が、睡眠薬・抗不安薬(15.1%)を上回って、覚せい剤(42.0%)について第2位であることが明らかになった。さらに、全国児童自立支援施設調査では、「脱法ハーブ」乱用経験率は4.9%に上ることが判明した。しかも、監察医務院調査でも「脱法ハーブ」の使用が推測された行政解剖例1例が確認されている。

今回の「脱法ドラッグ」問題は、過去2回の流行とは規模的に社会全体を巻き込んだ深刻なものであり、本年度の本調査の最大のトピックスであることは間違いない。この流行は、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」(和田 清ら: 薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学雑誌 43:120-131, 2008) の、これまでにない最大の現れである。

今後の動向をみながら、対策を検討していく必要がある。

制度的・社会資源の現状と課題にては以下のことが指摘された。①障害者自立支援法への移行は、昨年度末を一つの期限として進められ、自立支援制度給付を受けるダルクの運営形態モデルが定まりつつあるが、自立支援制度以外の行政施策との関わりも試行されつつあり、今後ダルク利用者のニーズに応じた連携のあり方も検討していく必要がある。②生活保護を受給する利用者の拡大と共に、地域の生活保護実施機関との調整も行われており、自治体間の運用上の差異は存在するものの、保護受給ができず「チャリティ」として施設が入寮費負担せざるを得ない例は極めて少なかつ

た。③薬物事犯者を対象とする刑の一部執行猶予制度の導入は、ダルクの活動に影響を与える可能性が強いが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性がある。④社会資源や制度と関わる事が不可避なダルクスタッフにとって、自身の回復の維持・管理や12ステップ・プログラムの日常的実践以外に、実務上必要な援助技術や制度、さらに異種の法制度で使われる用語(言葉)・概念等に関する知識とそれを操作する技能が重要なものとして求められることが示唆された。⑤精神障害者福祉手帳(以下、「手帳」と略)取得に関しては、手帳取得を前提とする自治体の障害者福祉サービスには、多くのメニューが存在すると同時に、地域格差もかなりあることが確認された。⑥薬物依存症者にとっては、現状の手帳の判定基準は全国一律であるはずであるが、解釈の自治体による相違によって、手帳取得の困難性に地域差が生じている事実があると同時に、そもそも「依存症」は手帳に該当しないという判断が一般的であることが確認された。

研究分担者らが開発した家族心理教育プログラムについて、その理解度及び有効性について、昨年度の家族会での結果と今年度の医療保健機関利用家族との比較を行った。その結果、家族会と比較して、医療保健機関利用家族は、薬物問題に気づいてからの日が浅く、本人も本格的な治療や回復に至っていない者の割合が高いことが示唆された。また、本プログラムの内容が、様々な状況におかれている家族にとって理解しやすいものであること、また、役に立つと実感できるものであることについて一定の評価が得られた。本家族心理教育プログラムの行政的均てん化が、「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」で謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になることが示唆された。

薬物事犯者の再犯防止には、司法機関のみならず、麻薬取締部の活動の充実が不可欠である。麻薬取締官による執行猶予付き・保護観察なしの初犯薬物事犯者に対する自習ワークブック『SMARPP-Jr.』提供再乱用防止プログラムは、対象者の問題意識や治療意欲の深まりを伴った薬物渴望に対する対処スキルの向上に、一定の効果と実施可能性があることが判明した。

E. 健康危険情報

【研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】の結果自体が健康危険情報であるが、「脱法ドラッグ」のもつ社会的危険性は早急に対応すべき危険である。

F. 研究発表

1. 著書

- 1) 和田清、尾崎茂、近藤あゆみ、嶋根卓也：I 物質依存 2. わが国の物質乱用・依存の疫学と動向. 福居顕二(編). 専門医のための精神科臨床リュミエール 26. 中山書店、東京、14-27、2011.
- 2) 近藤あゆみ：薬物依存症者の家族がもつ多様なニーズを満たすための家族心理教育プログラム開発に関する研究—薬物依存症者をもつ家族の支援を行う関係機関職員を対象とした調査結果からー. 新潟医療福祉大学社会福祉学部 社会福祉の可能性. 株式会社相川書房新潟. 3-12、2011.
- 3) 和田清：薬物乱用. (監修) 五十嵐隆. 日本医師会雑誌 第141巻・特別号(1). 生涯教育シリーズ 82「小児・思春期診療 最新マニュアル」. 日本医師会、東京、S262-S263、2012.
- 4) 嶋根卓也: 医者や薬局のくすりなら大丈夫?. 松本俊彦=編. 中高生のためのメンタル系サバイバルガイド, 日本評論社, 東京, 74-79, 2012.
- 5) 松本俊彦: IV. 薬物関連精神障害の治療のプロセスと選択肢. 6. ワークブックを用いたグループ治療プログラムの実際. 日本精神科救急学会. 精神科救急医療ガイドライン: 規制薬物関連精神障害 2011年版, へるす出版, 東京, 80-86, 2012.
- 6) 防. 思春期学 29:13-18, 2011.
- 5) 嶋根卓也：薬局薬剤師を情報源とする向精神薬の乱用・依存の実態把握に関する研究. 埼玉県薬剤師会雑誌 37: 17-21, 2011.
- 6) 嶋根卓也：薬剤師から見た向精神薬の過量服薬. 精神科治療学 27: 87-93, 2012.
- 7) Matsumoto T, Chiba Y, Imamura F, Kobayashi O, Wada K: Possible effectiveness of intervention using a self-teaching workbook in adolescent drug abusers detained in a juvenile classification home, Psychiatry and Clinical Neurosciences 65: 576-583, 2011.
- 8) 松本俊彦, 尾崎 茂, 小林桜児, 和田 清: わが国における最近の鎮静剤(主としてベンゾジアゼピン系薬剤)関連障害の実態と臨床的特徴—覚せい剤関連障害との比較—. 精神神経学雑誌 113: 1184-1198, 2011.
- 9) 松本俊彦：薬物依存臨床から見えてくる精神科薬物療法の課題—「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」の結果より. 精神科治療学 27: 71-79, 2011.
- 10) 松本俊彦, 今村扶美, 小林桜児, 和田 清, 尾崎士郎, 竹内良雄, 長谷川雅彦, 今村洋子, 谷家優子, 安達泰盛 : PFI (Private Finance Initiative) 刑務所における薬物依存離脱指導の効果に関する研究: 自習ワークブックとグループワークによる介入—第1報—. 日本アルコール・薬物医学会誌 46: 279-296, 2011.
- 11) 小林桜児, 松本俊彦, 今村扶美, 和田 清, 尾崎士郎, 竹内良雄, 長谷川雅彦, 今村洋子, 谷家優子, 安達泰盛 : PFI (Private Finance Initiative) 刑務所における薬物依存離脱指導の効果に関する研究: 自習ワークブックとグループワークによる介入—第2報: 重症度別による効果の分析—. 日本アルコール・薬物医学会誌 46: 368-380, 2011.
- 12) 松本俊彦: 認知行動療法を取り入れた包括的外来治療プログラムの必要性. 日本社会精神医学会雑誌 20: 415-419, 2011.
- 13) 松本俊彦: 依存・嗜癖における強迫性・衝動性と薬物療法. 精神神経学雑誌 1133: 999-1007, 2011.
- 14) 松本俊彦, 嶋根卓也, 尾崎 茂, 小林桜児, 和田 清: 亂用・依存の危険性の高いベンゾジ

- アゼピン系薬剤同定の試み：文献的対照群を用いた乱用者選択率と医療機関処方率に関する予備的研究. 精神医学 54 : 201-209、2012.
- 15) 庄司 正実:児童自立支援施設における薬物乱用の動向. 日本社会精神医学会雑誌 20 : 393-398, 2011.
- 16) 森田展彰, 岡坂昌子, 谷部陽子, 近藤あゆみ, 高橋郁絵, 岩井喜代仁, 栗坪千明, オーバーへイム・ポール, 福島ショーン, 鈴木文一, 小松崎未知:薬物問題を持つ人の家族に対する心理教育プログラムの研究—長期的な再発防止・回復にむけた家族のスキルトレーニングー. 日本アルコール問題関連学会雑誌 13 : 149-158、2011.
- 17) 和田 清:薬物乱用の問題点－医学的視点から－第三回 中学生対象の全国調査からわかること. 少年写真新聞社 中学保健ニュース 第 1522 号付録 : 10-11、2012.
- 18) 今村扶美, 松本俊彦, 小林桜児, 和田 清:心神喪失者等医療観察法における物質使用障害治療プログラムの開発と効果. 精神医学 54 : 921-930、2012.
- 19) 松本俊彦:薬物依存症に対する新たな治療プログラム「SMARPP」：司法・医療・地域における継続した支援体制の構築を目指して. 精神医学 54 : 1103-1110、2012.
- 20) 松本俊彦, 成瀬暢也, 梅野 充, 青山久美, 小林桜児, 嶋根卓也, 森田展彰, 和田 清: Benzodiazepines 使用障害の臨床的特徴とその発症の契機となった精神科治療の特徴に関する研究. 日本アルコール・薬物医学会雑誌 47 : 317-330、2012.
- 3) 松本俊彦, 嶋根卓也, 尾崎 茂, 小林桜児, 和田 清: 亂用・依存の危険性の高いベンゾジアゼピン系薬剤同定の試み：文献的対照群を用いた予備的研究. 平成 23 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 2011. 10. 15, 名古屋
- 4) 嶋根卓也、松本俊彦、和田清：調剤レセプトを通じて把握された向精神薬の重複処方の実態について、第 17 回埼玉県薬剤師会学術大会、埼玉、2011. 11. 6.
- 5) 嶋根卓也, 松本俊彦, 和田 清: 薬局薬剤師を情報源とする向精神薬の乱用・依存の実態把握に関する研究. 平成 23 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 2011. 10. 15, 名古屋
- 6) 山口みほ「回復を目指す薬物依存症者の社会生活を支援するソーシャルワーク過程」日本社会福祉学会第 59 回秋季大会自由研究発表 A 医療保健・医療福祉 1、淑徳大学千葉キャンパス、2011 年 10 月 8 日
- 7) 岸本桂子、嶋根卓也：カリキュラム・教材からみた薬学教育における薬物、医薬品乱用・依存、日本社会薬学会第 31 年会、三重、2012. 9. 15-16
- 8) 嶋根卓也: 若手シンポジウムアルコール・薬物研究の未来に向けて-薬剤師と薬物依存- 第 47 回日本アルコール・薬物医学会. 北海道. 2012. 9. 7-9.
- 9) 松本俊彦 : 誰にでもできる薬物依存症治療. シンポジウム 23 薬物依存症臨床における倫理～医療の立場と司法の立場. 第 108 回日本精神神経学会学術総会, 札幌, 2012. 5. 25
- 10) 松本俊彦 : 薬物依存の基礎から臨床、そして日常診療との関わりについて. シンポジウム 38 認知行動療法を取り入れた包括的外来治療プログラムの必要性. 第 108 回日本精神神経学会学術総会, 札幌, 2012. 5. 25
- 11) 今村扶美, 松本俊彦, 小林桜児, 和田清: 司法関連施設における薬物依存離脱指導の効果に関する研究 (2) : 女性の薬物乱用者を対象とした介入. 平成 24 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 札幌, 2012. 9. 7
- 12) 高野歩, 川上憲人, 宮本有紀, 松本俊彦: 物質使用障害患者に対する認知行動療法プログラムを実施する医療従事者の態度の変化. 平

3. 学会発表

- 1) Kiyoshi Wada: The History and Current State of Drug Abuse in Japan. The First Asian Pacific Conference on Substance Abuse and Prevention/Treatment. 國立中正大學大禮堂國際會議廳(台灣). 國立中正大學、國立成功大學、國家衛生研究院. 2011. 5. 26-27.
- 2) 嶋根卓也, 松本俊彦, 和田 清: 薬局薬剤師を情報源とする向精神薬の乱用・依存の実態把握に関する研究. 平成 23 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 2011. 10. 15, 名古屋